

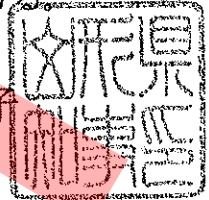
# 産業廃棄物処分業許可証



山形県鶴岡市下山添字一里塚36番地  
株式会社渡会電気土木  
代表取締役 後平順二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

山形県知事 吉村 美栄子



許可の年月日 令和 5 年 11 月 10 日

許可の有効年月日 令和 12 年 10 月 30 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

記号	処分方法	記号	処分方法	記号	処分方法
F	破碎処分				

(2) 処分の方法ごとに区分した取り扱う産業廃棄物の種類

種類	取扱	種類	取扱	種類	取扱
燃え殻		繊維くず		動物のふん尿	
汚泥		動植物性残さ		動物の死体	
廃油		動物系固形不要物		ばいじん	
廃酸		ゴムくず		政令第2条第13号に規定の産業廃棄物	
廃アルカリ		金属くず		自動車等破碎物	
廃プラスチック類		ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		石綿含有産業廃棄物	
紙くず		鋳さい		水銀使用製品産業廃棄物	
木くず	F	がれき類	F	水銀含有ばいじん等	

これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

2 事業の用に供するすべての施設  
(別表のとおり)

3 許可の条件  
なし

4 許可の更新又は変更の状況

昭和63年10月31日 許可  
平成 5年10月31日 許可の更新  
平成10年10月31日 許可の更新  
平成13年11月22日 事業範囲の変更許可  
平成15年10月31日 許可の更新  
平成20年10月31日 許可の更新  
平成25年11月27日 許可の更新  
平成27年10月26日 事業範囲の変更許可  
平成30年11月19日 許可の更新

令和 5年11月10日 許可の更新、優良認定

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

存 無

(別表) 事業の用に供するすべての施設

1	施設の種類	木くず又はがれき類の破碎施設
	設置場所	山形県鶴岡市田代字広瀬16番2
	設置年月日	平成15年11月20日
	処理能力	がれき類 684t/日(8h)
	許可年月日	平成15年9月3日
	許可番号	庄内第219-35号
2	施設の種類	木くず又はがれき類の破碎施設
	設置場所	山形県鶴岡市田代字広瀬16番2、16番4及び県内一円(移動式)(山形市の区域を除く)
	設置年月日	平成24年10月4日
	処理能力	360.2t/日(10時間)
	許可年月日	平成24年10月1日
	許可番号	庄内第219-57号
	施設の種類	以下余白
	設置場所	
	設置年月日	
	処理能力	
	許可年月日	
	許可番号	
	施設の種類	
	設置場所	
	設置年月日	
	処理能力	
	許可年月日	
	許可番号	
	施設の種類	
	設置場所	
	設置年月日	
	処理能力	
	許可年月日	
	許可番号	
	施設の種類	
	設置場所	
	設置年月日	
	処理能力	
	許可年月日	
	許可番号	

